

国保の広場

問 市民課 国保医療班
☎ 30-0222

ご存知ですか？

「高額療養費制度」

医療機関に支払った1カ月の自己負担額（窓口負担）が一定の金額を超えた場合、市民課窓口への申請により、高額療養費として超えた部分の払い戻しを受けることができます（入院食事代や差額ベッド代などは対象外）。

なお、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けた場合には、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。



制度を利用するとき、申請手続き

- ①これから入院する方、高額な外来診療を受ける方
- 事前に「限度額適用認定証」の申請を市民課窓口でしてください。
- ※70歳以上の方は、収入状況により交付の対象外となる場合があります。
- ※国保税の滞納がある方には、交付できない場合があります。

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

ジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の差額が1カ月あたり500円以上と見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付します。

今回の通知は、5月中旬に支払われた薬剤の自己負担額について、ジェネリック医薬品に変更した場合に削減できる額を医薬品ごとに掲載するものです。

集団健診のお知らせ

- ▼日時 8月9日(木) 13時30分～14時30分
- ▼場所 尾去沢市民センター
- ▼対象
 - ①国保（40歳以上）の方
 - ②後期高齢者医療保険の方
 - ③社会保険などの方で受診券をお持ちの方
 - ④30～39歳で健康診断の機会のない方

- ▼持ち物 保険証、受診券
- ▼自己負担金 対象①、②の方は無料です。対象③の方は加入している保険によって異なります。対象④の方は1000円です。



②高額療養費の対象となった方

対象者には案内を送付しますので、市民課窓口で申請手続きをしてください。申請には、次のものがが必要です。

- ①国民健康保険被保険者証
- ②病院・薬局などの領収書
- ③預金通帳など払い戻し先の口座番号を確認できるもの
- ④認め印

③世帯主および国保加入者が全員70歳以上の方、後期高齢者医療保険に加入の方

一度、高額療養費の申請書を出すことで、その後の手続きは不要になり、高額療養費に該当するたびに払い戻しが行われます。申請書は、70歳になったとき、もしくは後期高齢者医療保険制度に加入したときに送付されます。詳しくは市民課にお問い合わせください。

※社会保険の方は、制度が異なる場合がありますので、勤務先などにお問い合わせください。

高額介護合算療養費制度

医療費と介護費を合わせた自己負担額が高額となったときに、一定の金額を超えた部分が払い戻しとなる制度です。

高額介護合算療養費の対象になると思われる方には案内を送付します。詳細はお問い合わせください。

*介護費についての問い合わせは、長寿支援課 長寿生活班（☎30-0234）にお願いします。

保険証ケースをお渡しします

保険証の汚れが気になる方にケースをお渡ししています。希望される方は市民課窓口へお申し出ください。



保険証ケース

福祉医療費受給者証（マル福）を発送しました

平成30年8月1日(木)から有効の新しい受給者証を7月に発送しました。

また、あらためて手続きが必要な方には、別途お知らせしていますので、お早めの手続きをお願いします。

手続きは市民課窓口にて受け付けています。



8月の運動教室

国保の加入者に限らず、どなたでも無料で参加できます。参加希望の方は、市民課国保医療班へ前日までに電話にてお申し込みください。

教室	日時	場所	必要なもの
ストレッチポール教室（さんさんレディースクラブ）	6日(木) 10時～	記念スポーツセンター	運動ぐつ、水分補給の飲料
ゆったりヨガ教室（くびれてみヨーガ）	10日(金) 10時15分～	花輪市民センター（コモッセ内）	ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料
ココから体操教室（華美会）	17日(金) 10時～	大湯温泉保養センター 湯都里	運動ぐつ、スポーツタオル、水分補給の飲料
リズム運動教室（ヘルスデザイン）	22日(木) 10時～	花輪市民センター（コモッセ内）	運動ぐつ、水分補給の飲料
ちょ筋ストレッチ教室（ホリデーサークル）	26日(日) 10時～	福祉プラザ	ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料
浅利ゆみ先生の健康体操教室（スマイル教室）	28日(木) 13時30分～	多世代交流スペース まちっこ	水分補給の飲料

※無料託児を利用される方は、1週間前までにお申し込みください。